

Q 出所後受刑者と関わる，又は関わらずとも気にかけることはあるのでしょうか？

回答：矯正局 採用28年目



出所後の受刑者と関わることは、国民から、施設内での公正な刑罰の執行に疑念を抱かれるおそれがあるほか、トラブルに巻き込まれるおそれもあることから、禁じられています。刑務所の職員たちは、出所する受刑者に対し、二度と刑務所に戻ってこないように、再び出会うことがないことを祈って送り出しますが、残念なことに刑務所で再会してしまうことは少なくありません。

他方、保護処分を担う少年院では、出院後も、社会生活を送る上で悩み事などがあれば、少年やその保護者の方が少年院に相談できる制度があり、少年院の教官が相談に乗っています。くじけそうになった少年が、少年院の教官に激励されて奮起することもあるそうです。